

( 公 印 省 略 )

分医発第1956号

令和6年7月18日

各郡市等医師会担当理事 殿

大 分 県 医 師 会

常任理事 井 上 雅 公

メチレンブルー静注 50mg「第一三共」の使用期限の取扱いについて

厚労省より各都道府県等宛てに標記事務連絡が発出された旨、日医から別紙のとおり連絡が参りました。

本件は、メチレンブルー静注 50mg「第一三共」の有効期限が3年から4年に延長されたこと等を踏まえ、医療機関等に対し、本剤の使用期限について本事務連絡に基づいて取り扱っていただくよう周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき貴会関係医療機関への周知方ご高配の程、よろしくお願い申し上げます。

日医発第 668 号（技術）

令和 6 年 7 月 10 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川 政 昭

（公印省略）

メチレンブルー 静注 50mg 「第一三共」の使用期限の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課より、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、メチレンブルー 静注 50mg 「第一三共」（成分名：メチルチオニウム塩化物水和物）の有効期間が 3 年から 4 年に延長されたこと等を踏まえ、医療機関等に対し、本剤の使用期限について本事務連絡に基づいて取り扱っていただくよう周知をお願いするものです。

具体的には、別添写しに記載のとおり使用期限を変更すること、また、貴重な薬剤を無駄にせず有効に活用する観点から、使用期限の短い製剤から使用していただくことが示されております。

併せて、本取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであることに留意していただくようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令 和 6 年 7 月 9 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

メチレンブルー静注50mg「第一三共」の  
使用期限の取扱いについて

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）宛て事務  
連絡しましたので、貴会会員への周知をお願いします。



事 務 連 絡  
令 和 6 年 7 月 9 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

メチレンブルー静注50mg「第一三共」の  
使用期限の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

メチレンブルー静注50mg「第一三共」（成分名：メチルチオニウム塩化物水和物）の有効期間が3年から4年に延長されたこと等を踏まえ、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県等におかれましては、医療機関及び薬局に対し、本事務連絡に基づいて本剤の使用期限を取り扱っていただくよう周知をお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取り計らいいただくようお願いいたします。

記

1 メチレンブルー静注50mg「第一三共」の使用期限について

(1) 使用期限の変更について

メチレンブルー静注50mg「第一三共」については、追加で得られた安定性データを踏まえて、令和6年（2024年）7月1日に、室温での有効期間を3年から4年に延長する届出がなされました。

他方、有効期間の延長前に出荷され、有効期間を3年とした使用期限が外箱及びボトルに印字されている製剤も、現在流通し、使用されているところ です。

このような製剤については、有効期間が4年である製剤として取り扱って差しつかえないこととしました。

(2) 見分け方及び取扱いについて

使用期限が令和6年（2024年）9月（2024/09と表示）までとなっている製剤については、有効期間を3年として印字されているものですので、変更後の使用期限は別添に記載のとおり、印字されている使用期限より1年長いものとして取り扱うようお願いいたします。

## 2 使用期限の短い製剤の優先使用について

貴重な薬剤を無駄にせず有効に活用する観点から、使用期限の短い製剤から使用していただくよう改めてお願いいたします。

以上

別添

(令和6年7月9日時点)

メチレンブルー静注50mg「第一三共」

・1アンプル(10mL)

ロット No	印字されている使用期限 (有効期間3年のもの)	使用して差しつかえない期限 (有効期間1年延長後)
BMA0005	2024/09	2025/09

以上